

日 本 国 特 許 庁
JAPAN PATENT OFFICE

次頁に記載の商標は下記の登録に係る商標と相違ないことを証明する。

It is hereby certified that the trade mark indicated below page is the same as the trade mark registered in the Register of the Japan Patent Office.

登録年月日 2006年 3月10日
Date of Registration:

登録番号 商標登録第4935720号
Registration Number:

存続期間満了日 2026年 3月10日
Expiry Date:

商標権者 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービ
Owner(s) of Trade ル
Mark Right: K Y B 株式会社

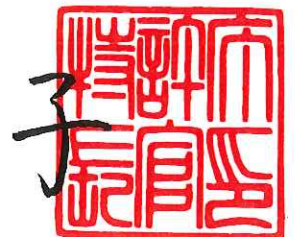
指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

「別紙」

2018年 4月26日

特許庁長官
Commissioner,
Japan Patent Office

宗 像 直 子



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

【法区分】

平成13年改正

- 第04類 工業用油，工業用油脂，固形潤滑剤，靴油，皮革油，燃料，ろう，ランプ用灯しん，ろうそく
- 第06類 金属製ドアクローザー，その他の建築用又は構築用の金属製専用材料，キャスト
ー，その他の金属製金具，鉄及び鋼，非鉄金属及びその合金，金属鉱石，金属製
建造物組立てセット，金属製荷役用パレット，荷役用ターンテーブル，荷役用ト
ラバースー，金属製人工魚礁，金属製養鶏用かご，金属製の吹付け塗装用ブース
，金属製セメント製品製造用型枠，金属製の滑車・ばね及びバルブ（機械要素に
当たるものを除く。），金属製管継ぎ手，金属製フランジ，キー，コッタ，てん
てつ機，金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。），金属製航路標識
（発光式のものを除く。），金属製貯蔵槽類，いかり，金属製ビット，金属製ボ
ラード，金属製輸送用コンテナ，かな床，はちの巣，ワイヤロープ，金網，金属
製包装用容器，金属製のネームプレート及び標札，犬用鎖，金属製のきゃたつ及
びはしご，金属製郵便受け，金属製帽子掛けかぎ，金属製貯金箱，金属製家庭用
水槽，金属製工具箱，金属製のタオル用ディスプレイ，金属製建具，金庫，金
属製靴ぬぐいマット，金属製立て看板，金属製の可搬式家庭用温室，金属製の墓
標及び墓碑用銘板，金属製のバックル，つえ用金属製石突き，アイゼン，カラビ
ナ，ハーケン，金属製飛び込み台，金属製あぶみ，拍車，金属製彫刻
- 第07類 カッターローダー，さく岩機，その他の鉱山機械器具，トラッククレーン，その
他の掘削機械，コンクリートミキサー，その他のコンクリート機械，その他の土
木機械器具，動力ジャッキ，ジャッキ，ウインチ，昇降リフト，その他の荷役機
械器具，網揚げ機，トロールウインチ，その他の漁業用機械器具，破碎機，かく
はん機，混合機，その他の化学機械器具，精米麦機，その他の食料加工用又は飲
料加工用の機械器具，製材機械器具，木工機械器具，その他の製材用・木工用又
は合板用の機械器具，チップパー，その他のパルプ製造用・製紙用又は紙工用の機
械器具，飼料粉碎機，その他の農業用機械器具，業務用攪はん混合機，業務用皮
むき機，業務用食器洗浄機，業務用切さい機，家庭用電気式空き缶圧縮機，業務
用空き缶圧縮機，その他の廃棄物圧縮装置，機械式駐車装置，油圧アクチュエ
ーター（陸上の乗物用のものを除く。），シリンダ（陸上の乗物用のものを除く。
），減速機（陸上の乗物用のものを除く。），流体変速機（陸上の乗物用のもの
を除く。），その他の動力伝導装置（陸上の乗物用のものを除く。），緩衝器（
陸上の乗物用のものを除く。），オイルパッファ（陸上の乗物用のものを除く。
），ばね（陸上の乗物用のものを除く。），ブロックブレーキ（陸上の乗物用の
ものを除く。），ディスクブレーキ（陸上の乗物用のものを除く。），ブレーキ
パッド（陸上の乗物用のものを除く。），その他の制動装置（陸上の乗物用のもの
を除く。），バルブ（陸上の乗物用のものを除く。），その他の機械要素（陸
上の乗物用のものを除く。），ポンプ，圧縮機，その他の風水力機械器具，芝刈
機，廃棄物破碎装置，有機物廃棄物を発酵処理するための廃棄物処理装置，金属
加工機械器具，繊維機械器具，印刷用又は製本用の機械器具，ミシン，靴製造機
械，製革機械，たばこ製造機械，ガラス器製造機械，塗装機械器具，包装用機械
器具，陶工用ろくろ，プラスチック加工機械器具，半導体製造装置，ゴム製品製
造機械器具，石材加工機械器具，動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。），
機械式の接着テープディスプレイ，自動スタンプ打ち器，修繕用機械器具，
乗物用洗浄機，消毒・殺虫・防臭用散布機（農業用のものを除く。），電動式カ
ーテン引き装置，起動器，交流電動機及び直流電動機（陸上の乗物用の交流電動
機及び直流電動機（その部品を除く。）を除く。），交流発電機，直流発電機，
電機ブラシ
- 第09類 手動式屋根開閉装置，機械式屋根開閉装置，電動式屋根開閉装置，製図用又は図
案用の機械器具，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，誘導単位計量器
，その他の測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転交流機，調相機，
電池，電話機械器具，無線通信機械器具，全地球測位システム（GPS）利用の
車両運行管理装置，電気通信機械器具の部品及び附属品，その他の電気通信機械
器具，電子応用機械器具，電子回路，電子応用屋根開閉装置，車両運行管理用コ
ンピュータソフトウェア，その他の電子応用機械器具及びその部品，耳栓，加工

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

第09類 (続き)

ガラス(建築用のものを除く。), アーク溶接機, 金属溶断機, 電気溶接装置, オゾン発生器, 電解槽, 検卵器, 金銭登録機, 硬貨の計数用又は選別用の機械, 作業記録機, 写真複写機, 手動計算機, タイムスタンプ, タイムレコーダー, パンチカードシステム機械, 票数計算機, ビリングマシン, 郵便切手のはり付けチエック装置, 自動販売機, ガソリンステーション用装置, 駐車場用硬貨作動式ゲート, 救命用具, 消火器, 消火栓, 消火ホース用ノズル, スプリンクラー消火装置, 火災報知機, ガス漏れ警報器, 盗難警報器, 保安用ヘルメット, 鉄道用信号機, 乗物の故障の警告用の三角標識, 発光式又は機械式の道路標識, 潜水用機械器具, 業務用テレビゲーム機, 電動式扉自動開閉装置, 乗物運転技能訓練用シミュレーター, 運動技能訓練用シミュレーター, 理化学機械器具, 電気磁気測定器, 電線及びケーブル, 電気アイロン, 電気式ヘアカーラー, 電気ブザー, 磁心, 抵抗線, 電極, 消防艇, ロケット, 消防車, 自動車用シガーライター, 事故防護用手袋, 防じんマスク, 防毒マスク, 溶接マスク, 防火被服, 眼鏡, 家庭用テレビゲームおもちゃ, 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, スロットマシン, ウェイトベルト, ウェットスーツ, 浮袋, 運動用保護ヘルメット, エアタンク, 水泳用浮き板, レギュレーター, レコード, メトロノーム, 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, 計算尺, 映写フィルム, スライドフィルム, スライドフィルム用マウント, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ, 電子出版物

第12類

荷役用索道, カーダンパー, カープッシュャー, カープラー, 牽引車, 陸上の乗物用の油圧アクチュエーター, 陸上の乗物用のシリンダ, 陸上の乗物用の減速機, 陸上の乗物用の流体変速機, パワーステアリング装置, パワーステアリング装置用ポンプ, その他の陸上の乗物用の動力伝導装置, 陸上の乗物用のショックアブソーバ, 陸上の乗物用のばね, 陸上の乗物用のサスペンション, 陸上の乗物用のサスペンション用ポンプ, 二輪自動車及び自転車用のフロントフォーク, 二輪自動車及び自転車用のリア用ばね付緩衝器, 二輪自動車及び自転車用のリア用緩衝器, 陸上の乗物用ディスクブレーキ・ブレーキパッド・ブレーキマスターシリンダ, その他の陸上の乗物用の制動装置, その他の陸上の乗物用の機械要素, 船舶用ハッチカバー, 船舶用ランプ, 船舶用ポートダビット, 船舶用ラムテンション, 船舶用油圧装置, その他の船舶並びにその部品及び附属品, 航空機用ランプ, 航空機用降着装置, 航空機用車輪, 航空機用油圧装置, 航空機用操縦装置, 航空機用ドーリー, その他の航空機並びにその部品及び附属品, 乗用車, 貨物自動車, ダンプカー, コンクリートミキサー車, 雪上車, 自動車用クラッチ, 自動車用タイヤ, 自動車用チューブ, その他の自動車並びにその部品及び附属品, 二輪自動車, 自転車, 二輪自動車又は自転車用の空気ポンプ, 二輪自動車又は自転車用のスポーク, 二輪自動車又は自転車用のサドル, 二輪自動車又は自転車用のチェーン, その他の二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び附属品, タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片, 人力駆動式の車用キャスター, 陸上の乗物用の動力機械(その部品を除く。), 落下傘, 乗物用盗難警報器, 車いす, 陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機(その部品を除く。), 鉄道車両並びにその部品及び附属品, 乳母車, 人力車, そり, 手押し車, 荷車, 馬車, リヤカー

第16類

ステッカー, その他の文房具類, 事務用又は家庭用ののり及び接着剤, 封ろう, 印刷用インテル, 活字, 青写真複写機, あて名印刷機, 印字用インクリボン, 自動印紙はり付け機, 事務用電動式ホッチキス, 事務用封かん機, 消印機, 製図用具, タイプライター, チェックライター, 謄写版, 凸版複写機, 文書細断機, 郵便料金計器, 輪転謄写機, マーキング用孔開型板, 電気式鉛筆削り, 装飾塗工用ブラシ, 紙製幼児用おしめ, 紙製包装用容器, 家庭用食品包装フィルム, 紙製ごみ収集用袋, プラスチック製ごみ収集用袋, 型紙, 裁縫用チャコ, 紙製のぼり, 紙製旗, 観賞魚用水槽及びその附属品, 衛生手ふき, 紙製タオル, 紙製テーブルナプキン, 紙製手ふき, 紙製ハンカチ, 荷札, 印刷したくじ(おもちゃを除く。), 紙製テーブルクロス, 紙類, 印刷物, 書画, 写真, 写真立て

第20類

キャスター(金属製のものを除く。), 海泡石, こはく, 荷役用パレット(金属

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

第20類 (続き)

製のもの(機械要素に当たるものを除く。), 養蜂用巣箱, 美容院用いす, 理髪用いす, プラスチック製
バルブ(貯蔵槽類(金属製又は石製のものを除く。)), カーテン金具, 金属代用
除く。), 輸送用コンテナ(金属製のものを除く。), カーテン金具, 金属代用
のプラスチック製締め金具, くぎ・くさび・ねじ・くぎ・びょう・ボルト
及びリベット(金属製のものを除く。), 座金及びワッシャー(金属製・ゴム製
又はバルカンファイバー製のものを除く。), 錠(電気式又は金属製のものを除
く。), クッション, 座布団, まくら, マットレス, 麦わらさなだ, 木製・竹製
又はプラスチック製の包装用容器, ストロマー, 盆(金属製のものを除く。), し
ゅう用杵, ネームプレート及び標札(金属製のものを除く。), 旗ざお, うちた
わ, せんす, 植物の茎支持具, 愛玩動物用ベッド, 犬小屋, 小鳥用巣箱, きゃた
つ及びはしご(金属製のものを除く。), 郵便受け(金属製又は石製のものを除
く。), 帽子掛けかぎ(金属製のものを除く。), 買物かご, 家庭用水槽(金属
製又は石製のものを除く。), ハンガーボード, 工具箱(金属製のものを除く。
), タオル用ディスプレイペンサ(金属製のものを除く。), 家具, 屋内用ブライ
ン, すだれ, 装飾用ビーズカーテン, つい立て, びょうぶ, ベンチ, アドバル
ド, 木製又はプラスチック製の立て看板, 食品見本模型, 人工池, 葬祭用具, 揺
りかご, 幼児用歩行器, マネキン人形, 洋服飾り型類, スリーピングバッグ, 額
縁, 石こう製彫刻, プラスチック製彫刻, 木製彫刻, きょう木, しだ, 竹, 竹皮
つる, とう, 木皮, あし, い, おにがや, すげ, すさ, 麦わら, わら, きば,
鯨のひげ, 甲殻, 人工角, ぞうげ, 角, 歯, べっこう, 骨, さんご

第28類

スキー, その他のスキー用具, アイススケートエッジ, スケート靴, その他のス
ケート用具, その他の運動用具, スキーワックス, 遊園地用機械器具(業務用テ
レビゲーム機を除く。), 愛玩動物用おもちゃ, おもちゃ, 人形, 囲碁用具, 歌
がるた, 将棋用具, さいころ, すごろく, ダイスカップ, ダイヤモンドゲーム,
チェス用具, チェッカー用具, 手札用具, ドミノ用具, トランプ, 花札, マージ
ャン用具, 遊戯用器具, ビリヤード用具, 釣り具, 昆虫採集用具

第37類

船舶部品の修理又は整備, 自動車部品の修理又は整備, 鉄道車両部品の修理又は
整備, 二輪自動車部品の修理又は整備, 航空機部品の修理又は整備, 陸上の乗物
用の機械要素の修理又は保守, 機械要素(陸上の乗物用のものを除く。)の修理
又は保守, 車両の運行管理用コンピュータ器具又は装置の修理又は保守, 油圧エ
レベータの修理又は保守, その他の荷役機械器具の修理又は保守, 油圧ポンプ又
は油圧モータの修理又は保守, 土木機械器具の修理又は保守, 劇場用舞台及び客
席装置の設備工事, 照明設備工事, その他の建設工事, 建築工事に関する助言,
建築設備の運転・点検・整備, 船舶の建造, 船舶の修理又は整備, 航空機の修理
又は整備, 自転車の修理, 自動車の修理又は整備, 鉄道車両の修理又は整備, 二
輪自動車の修理又は整備, 映画機械器具の修理又は保守, 光学機械器具の修理
又は保守, 写真機械器具の修理又は保守, 火災報知機の修理又は保守, 事務用機械
器具の修理又は保守, 暖冷房装置の修理又は保守, バーナーの修理又は保守, ボ
イラーの修理又は保守, ポンプの修理又は保守, 冷凍機械器具の修理又は保守,
電子応用機械器具の修理又は保守, 電気通信機械器具の修理又は保守, 民生用電
気機械器具の修理又は保守, 照明器具の修理又は保守, 配電用又は制御用の機
械器具の修理又は保守, 発電機の修理又は保守, 電動機の修理又は保守, 理化学
機械器具の修理又は保守, 測定機械器具の修理又は保守, 医療用機械器具の修理
又は保守, 銃砲の修理又は保守, 印刷用又は製本用の機械器具の修理又は保守,
化学機械器具の修理又は保守, ガラス器製造機械の修理又は保守, 漁業用機械器
具の修理又は保守, 金属加工機械器具の修理又は保守, 靴製造機械の修理又は保
守, 工業用炉の修理又は保守, 鋌山機械器具の修理又は保守, ゴム製品製造機械
器具の修理又は保守, 集積回路製造装置の修理又は保守, 半導体製造装置の修理
又は保守, 食料加工用又は飲料加工用の機械器具の修理又は保守, 製材用・木工
製造機械の修理又は保守, 塗装機械器具の修理又は保守, 農業用機械器具の修理
又は保守, パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具の修理又は保守, プラス

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

第37類 (続き)

チック加工機械器具の修理又は保守, 包装用機械器具の修理又は保守, ミシンの修理又は保守, 貯蔵槽類の修理又は保守, ガソリンステーション用装置の修理又は保守, 機械式駐車装置の修理又は保守, 自転車駐輪器具の修理又は保守, 業務用食器洗浄機の修理又は保守, 業務用加熱調理機械器具の修理又は保守, 業務用電気洗濯機の修理又は保守, 乗物用洗浄機の修理又は保守, 自動販売機の修理又は保守, 動力付床洗浄機の修理又は保守, 遊園地用機械器具の修理又は保守, 美容院用又は理髪店用の機械器具の修理又は保守, 水質汚濁防止装置の修理又は保守, 浄水装置の修理又は保守, 廃棄物圧縮装置の修理又は保守, 廃棄物破砕装置の修理又は保守, 潜水用機械器具の修理又は保守, 原子力発電プラントの修理又は保守, 化学プラントの修理又は保守, 家具の修理, 傘の修理, 楽器の修理又は保守, 金庫の修理又は保守, 靴の修理, 時計の修理又は保守, はさみ研ぎ及びほうちょう研ぎ, 鏡前の取付け又は修理, ガス湯沸かし器の修理又は保守, 加熱器の修理又は保守, なべ類の修理又は保守, 看板の修理又は保守, かばん類又は袋物の修理, 身飾品の修理, おもちゃ又は人形の修理, 運動用具の修理, ビリヤード用具の修理, 遊戯用器具の修理, 浴槽類の修理又は保守, 洗浄機能付き便座の修理, 釣り具の修理, 眼鏡の修理, 毛皮製品の手入れ又は修理, 洗濯, 被服のプレス, 被服の修理, 布団綿の打直し, 畳類の修理, 煙突の清掃, 建築物の外壁の清掃, 窓の清掃, 床敷物の清掃, 床磨き, し尿処理槽の清掃, 浴槽又は浴槽がまの清掃, 道路の清掃, 公園の清掃, 運動場の清掃, 貯蔵槽類の清掃, 電話機の消毒, 有害動物の防除 (農業・園芸又は林業に関するものを除く。), 医療用機械器具の殺菌・滅菌, 土木機械器具の貸与, 床洗浄機の貸与, モップの貸与, 洗濯機の貸与, 電気洗濯機の貸与, 衣類乾燥機の貸与, 衣類脱水機の貸与, 家庭用ルームクーラーの貸与, 鉱山機械器具の貸与, 暖冷房装置の貸与

第39類

通信を利用して行う道路上の車両の所在位置に関する情報の提供, 通信を利用して行う車両の運行管理・移動状況把握に関する情報の提供, 道路上の車両の所在位置に関する情報・道路の混雑情報・道路上の事故情報その他の道路情報の提供, 鉄道による輸送, 車両による輸送, 自動車の運転の代行, 船舶による輸送, 航空機による輸送, 貨物のこん包, 貨物の輸送の媒介, 貨物の積卸し, 引越の代行, 船舶の貸与・売買又は運航の委託の媒介, 船舶の引揚げ, 水先案内, 主催旅行の実施, 旅行者の案内, 旅行に関する契約 (宿泊に関するものを除く。)の代理・媒介又は取次ぎ, 寄託を受けた物品の倉庫における保管, 他人の携帯品の一時預かり, ガスの供給, 電気の供給, 水の供給, 熱の供給, 倉庫の提供, 駐車場の提供, 有料道路の提供, 係留施設の提供, 飛行場の提供, 駐車場の管理, 荷役機械器具の貸与, 自動車の貸与, 船舶の貸与, 車いすの貸与, 自転車その他の軽車両の貸与, 航空機の貸与, 機械式駐車装置の貸与, 包装用機械器具の貸与, 金庫の貸与, 家庭用冷凍冷蔵庫の貸与, 家庭用冷凍庫の貸与, 冷凍機械器具の貸与, ガソリンステーション用装置 (自動車の修理又は整備用のものを除く。)の貸与

第42類

工業用油の分析, 金属の分析, 多目的ホールの企画及び設計, その他の建築物の企画及び設計, 気象情報の提供, 測量, 地質の調査, 機械・装置若しくは器具 (これらの部品を含む。)又はこれらの機械等により構成される設備の設計, デザインの考案, 電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明, 医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究, 建築又は都市計画に関する研究, 公害の防止に関する試験又は研究, 電気に関する試験又は研究, 土木に関する試験又は研究, 農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究, 機械器具に関する試験又は研究, 著作権の利用に関する契約の代理又は媒介, 社会保険に関する手続の代理, 計測器の貸与, 電子計算機の貸与, 電子計算機用プログラムの提供, 理化学機械器具の貸与, 製図用具の貸与

第45類

施設の警備, 身辺の警備, 施設の警備・身辺の警備に関する情報の提供, 道路地図情報の提供, ファッション情報の提供, 新聞記事情報の提供, 結婚又は交際を希望する者への異性の紹介, 婚礼 (結婚披露を含む。)のための施設の提供, 葬儀の執行, 墓地又は納骨堂の提供, 個人の身元又は行動に関する調査, 占い, 身

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

第45類 (続き)

の上相談, 家事の代行, 衣服の貸与, 祭壇の貸与, 火災報知機の貸与, 消火器の
貸与, 家庭用電熱用品類の貸与 (他の類に属するものを除く。), 動力機械器具
の貸与, 風水力機械器具の貸与, 装身具の貸与

KYB